令和８年（フ）第２１８８号
名古屋市東区葵３丁目11番１号　プレサンスジェネ葵909号
債務者　鈴木　輝男
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２号
岐阜市柳津町丸野４丁目83番地１（ロイヤルツインＡ201）、前住所岐阜市黒野442番地５（リーブルファイン黒野１号棟）
債務者　山田　明史
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第３２５号
静岡県磐田市国府台656番地１　ロイヤルマンション磐田502号、前住所静岡県磐田市草崎1059番地６
債務者　小松　俊之
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１５７１号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟101号
債務者　谷村　　優
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４０号
愛知県北名古屋市片場大石12番地１　マレカージュ大石102号、申立時の住所愛知県北名古屋市井瀬木高畑106番地１　高畑パークハイツ103
債務者　足立　咲紀
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７７号
名古屋市昭和区滝子町14番15号　サニーウェル21　403号
債務者　萩野　雅美
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１９号
名古屋市瑞穂区明前町１番８号　グレース堀田903号
債務者　藤井　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２７号
埼玉県川口市東本郷２丁目23番16号　熊谷ハイツ202号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５９７号
埼玉県富士見市貝塚１丁目34番20号
債務者　宮本　　健
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０３号
埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目５番17号　第２ロイヤルマンション502、前住所埼玉県ふじみ野市大井中央三丁目１番36―303号
債務者　後藤　達也
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９４号
埼玉県飯能市本町３番23号　リバティ本町106
債務者　宮里　正則
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１９７号
愛知県蒲郡市形原町北新田８番地18
債務者　小林あのん
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２０３号
愛知県田原市田原町晩田44番地９　クリアネスＢ棟102
債務者　斎藤　　剛
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２１５号
愛知県豊橋市野依町字山中19番地12　若菜荘
債務者　鈴木　徳雄
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２７９号
岡山県倉敷市粒江団地１番10―２号　市営粒江団地52号
債務者　山根　俊博
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第７２号
北海道北見市豊地426番地
債務者　木村　茂典
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係